

令和4年度 発達障害者等相談支援従事者育成研修（基礎研修）実施要領

1 目的

発達障害児（者）あるいは発達障害が疑われる者とその家族が、地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域で相談対応ができるようになることが必要不可欠である。

本研修では、発達障害を含めた種々の相談を受ける窓口で初めて相談業務に携わる方、もしくは発達障害に関する研修会に参加したことのない方を対象に、発達障害に関する基本的な知識や特性等を理解し、発達障害に関する適切な相談対応を行うことのできる人材を育成することを目的として実施する。

2 対象

県・市町の相談窓口職員（母子保健担当、要保護児童担当、高齢者福祉担当、障害者福祉担当）、相談支援事業所職員、就労支援機関職員、介護支援専門員で、初めて相談業務に携わる方。もしくは発達障害に関する研修会に参加したことのない方。

受講後に、さらに発達障害に関する知識や技術を深めたい方は、翌年度に当センターが実施する専門研修を受講することができる。

3 内容

別紙「日程表」のとおり

4 定員

50名

5 主催

石川県発達障害支援センター

6 参加料

無料

7 申込について

申込先：石川県発達障害支援センター

申込方法：参加申込書に必要事項を記入の上、5月30日（月）までにメールにてお申込みください。申込書は当センターホームページをご確認ください。

メールアドレス：hattatsu@pref.ishikawa.lg.jp

注：受講決定通知書の発行はありません。

定員を超えた場合は主催者側で調整させていただきます。

なお、受講については全ての講座の受講を原則とします。

8 その他

新型コロナウイルス感染症の地域への感染状況によっては、日程や開催方法を変更する可能性があります。その際には、メールにてご連絡差し上げます。